

災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例第十五号

災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和三十年聖籠町条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「災害に因り」を「災害により」に、「免除することを得る」を「免除することができる」に改め、同条第三号中「不具者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二百九十二条第八号に規定する不具者をいう。）となつた場合」を「障害者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二百九十二条第九号に規定する障害者をいう。）となつた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。